

中部圏低炭素都市・地域づくりガイドライン

～ 低炭素で災害に強い中部圏を目指して～

平成 25 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

中部圏低炭素都市・地域づくりガイドライン

目 次

はじめに

- 1 ガイドラインの目的…………… 序-1
- 2 ガイドラインの構成…………… 序-2
- 3 ガイドラインの活用例…………… 序-3

第1章 低炭素都市・地域づくりの背景

- 1-1 中部圏広域地方計画…………… 1-1
- 1-2 災害に強い国土づくりへの提言…………… 1-3
- 1-3 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針…………… 1-5

第2章 先行事例の整理及び取組効果

- 2-1 中部圏の取組事例…………… 2-1
- 2-2 全国の取組事例…………… 2-10
- 2-3 諸外国の取組事例…………… 2-17
- 2-4 アンケート調査及びヒアリング調査…………… 2-23

第3章 低炭素で災害に強い都市・地域づくりの進め方

- 3-1 本ガイドラインの使い方…………… 3-1-1
- 3-2 大都市都心及び地方都市の中心市街地…………… 3-2-1
- 3-3 大都市及び地方都市の一般市街地…………… 3-3-1
- 3-4 地方都市の住宅地…………… 3-4-1
- 3-5 地方都市の工業団地…………… 3-5-1
- 3-6 農山漁村・離島等の集落…………… 3-6-1

第4章 低炭素で災害に強い都市・地域づくりへ向けた 中部圏の連携方策

- 4-1 広域的観点から各地域が担う役割…………… 4-2
- 4-2 相互にメリットがある組合せ…………… 4-4
- 4-3 連携に当たっての留意点…………… 4-8
- 4-4 中部圏低炭素都市・地域づくりフォーラムの開催…………… 4-12

はじめに

- 1 ガイドラインの目的 序-1
- 2 ガイドラインの構成 序-2
- 3 ガイドラインの活用例 序-3

はじめに

1 ガイドラインの目的

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)においては、重点三分野の一つである「成長による富の創出」に資する施策の一つとして、低炭素社会の創出に資する省エネ・再エネ促進のための設備投資の促進や、まちづくり・交通分野におけるエネルギー・環境問題への対応が位置付けられている。中部圏は、平成 22 年の工業統計調査において製造品出荷額等が第 1 位の愛知県、第 3 位の静岡県など製造業が集積する我が国を代表する「ものづくり圏域」であり、三大都市圏の一角を形成するとともに日本の人口重心や国土軸の結節点が存する圏域である。このような我が国を代表する「ものづくり圏域」である中部圏は、低炭素社会の実現に向けた様々な取組を先進的に行うことにより、我が国の経済を牽引する重要な役割を有している。

また、低炭素社会の実現に向けた取組は、単に「低炭素」な社会の実現に資するのみならず、多様なエネルギー供給が可能な「災害に強い」社会の実現に資するものである。中部地方においては、南海トラフ地震等の大規模な地震を念頭に様々な対策が行われているが、多様なエネルギー供給が可能な「災害に強い」中部圏の実現に向け、各主体の取組が更に加速されることが求められている。

このため、過度な化石燃料への依存を抑えた「低炭素」で、多様なエネルギー供給が可能な「災害に強い」中部圏を目指し、中部圏の県、市町村等の各主体が連携して取り組む低炭素都市・地域づくりを支援するとともに、1 つでも多くの市町村が効率的かつ効果的に低炭素都市・地域づくりの取組を実施することができるよう、地域特性に応じた施策展開のモデル等を示した「中部圏低炭素都市・地域づくりガイドライン」を作成するものである。

「低炭素都市・地域づくり」... 都市・地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化するための取組（都市機能の集約化、徒歩や自転車で暮らせる市街地環境の整備、公共交通機関の利用促進、物流効率化、緑地の保全・緑化の推進、エネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの活用、民間建築物等の低炭素化の促進等）を行うことをいう。

本ガイドラインは、中部圏広域地方計画（平成 21 年 8 月国土交通省策定）における「低炭素社会実現プロジェクト」の一環として作成したものである。

2 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、中部圏の県・市町村等の各主体が低炭素都市・地域づくりに取り組み易いよう、中部圏や全国の先行事例を整理している。また、多様な地域特性を有する中部圏の実情を踏まえ、大都市から農山漁村・離島までの都市・地域別に、低炭素都市・地域づくりの施策イメージを整理している。

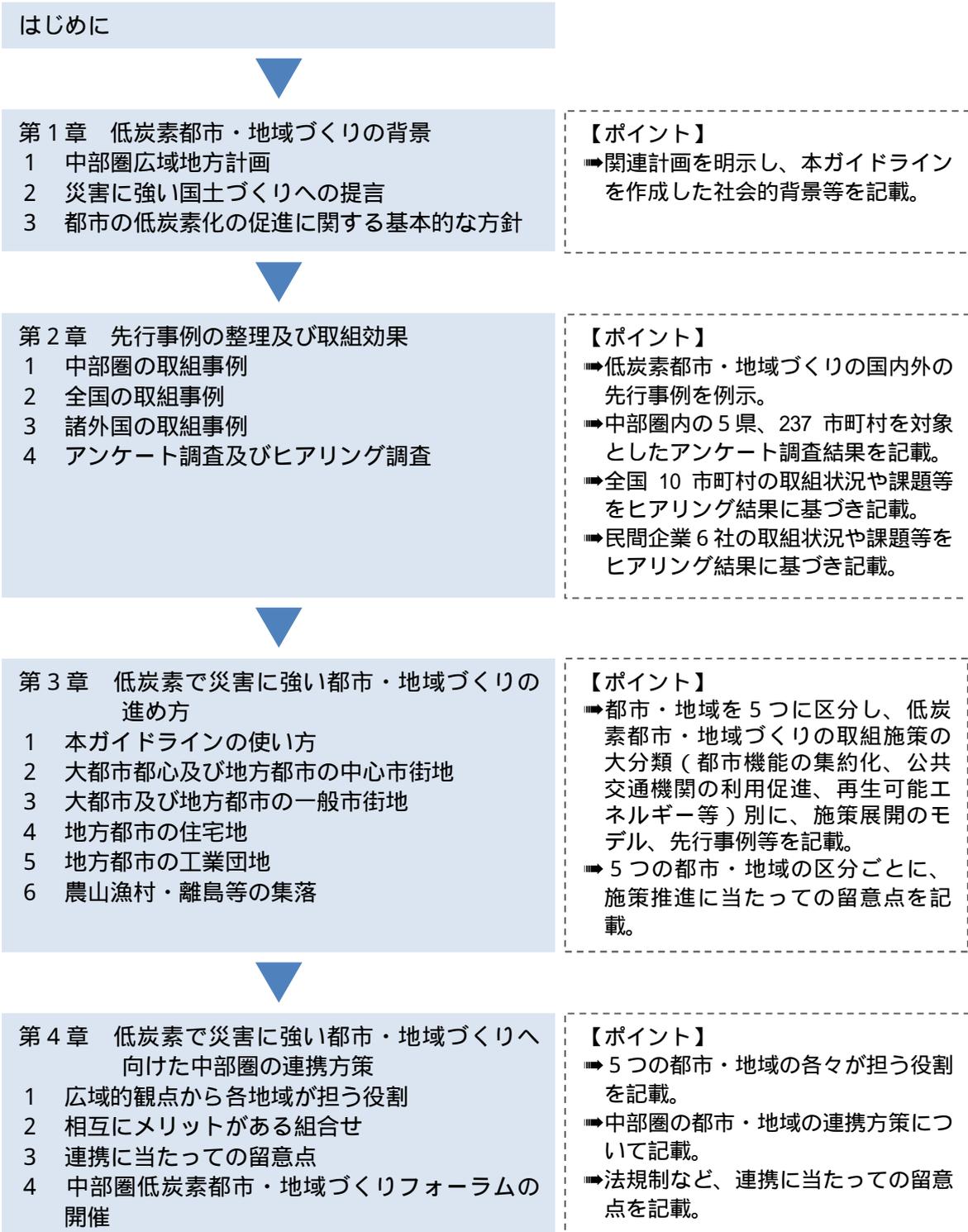


図 ガイドラインの構成

3 ガイドラインの活用例

本ガイドラインは、以下のような場面で活用することを想定している。

(活用する場面の例)

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や、市町村の建設に関する基本構想、都市計画に関する基本的な方針の改定に際し、低炭素都市・地域づくりの施策導入を検討する場合。
- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくり計画の策定に当たり、同計画に盛り込む施策を検討する場合。
- ・街区更新や市街地整備、都市交通施設整備、都市緑化等の各種施設整備に伴い、低炭素の機能導入や施策を検討する場合。
- ・地域防災計画等の防災関連計画の見直しに伴い、低炭素で、災害に強い都市・地域づくりの推進や関連する施策を検討する場合。
- ・低炭素都市・地域づくりの実施に向け、民間企業、NPO、まちづくり団体、住民等との連携関係を構築する場合。

なお、本ガイドラインは、中部圏における県、市町村等の各主体が低炭素都市・地域づくりに取り組むための先行事例や方向性を示したものであり、各主体の独自の取組を妨げるものではない。